

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 保険医療課 (☎65-6527)

8月1日から有効の新しい保険証を送ります。

新しい保険証は、7月中旬に簡易書留郵便で送ります。

8月1日以降は、新しい保険証をご利用ください。

これまでの保険証は、各自で細かく裁断するなどして処分してください。

新しい保険証は、びわ色(薄橙色)です

交付年月日 平成29年 8月 1日
後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成30年 7月31日
被保険者番号 01234567
住 所 大津市京町西丁目3番28号

氏 名 広城 太郎
性 別 男
生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
第 1 効 期 日 平成20年 4月 1日

保 険 者 番 号 39252010
保 険 者 名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

一部負担金の割合
1割

1山折り(裏面) ↓

氏 名 広城 太郎
被 保 険 者 番 号 01234567
一 部 負 担 金 割 合 1割
有効期限 平成30年 7月31日

平成29年度保険料等をお知らせします。

平成29年度の保険料の額や支払方法についての通知書を、7月中旬に郵送します。

今年度の保険料は、平成28年中の所得に基づいて計算します。

※平成29年度の保険料率(均等割額・所得割額)は平成28年度と同じです。

被保険者の皆さんに今後も安心して医療を受けていただくため、ご理解とご協力をお願いします。

●平成29年4月1日から保険料の軽減内容が以下のとおり変わりました

・均等割額の軽減割合の変更

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(職場の健康保険等)の加入者に扶養されていた人の均等割の軽減割合が以下のとおり変わりました。

平成28年度	制度の加入年数に関わらず	均等割額	9割軽減
平成29年度	制度の加入年数に関わらず	均等割額	7割軽減

※引き続き所得割はありません。

※所得に応じて軽減が受けられる場合があります。

※平成30年度は軽減割合が5割軽減となります。

※平成31年度以降は制度加入後2年以内の人のみ軽減割合が5割軽減となります。

・所得割額の軽減割合の変更

所得割額の算定基礎となる所得額(※1)が58万円を超えない人の所得割の軽減割合が以下のとおり変わりました。

平成28年度	所得割額	5割軽減
平成29年度	所得割額	2割軽減

※平成30年度以降は所得割額の軽減はなくなります。

・均等割額の軽減対象の拡大

均等割額の軽減対象となる人の所得の範囲が以下のとおり拡大されました。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

均等割額が 5割軽減される人	平成28年度	基礎控除額33万円+26.5万円×世帯の被保険者数
	平成29年度	基礎控除額33万円+27万円×世帯の被保険者数
均等割額が 2割軽減される人	平成28年度	基礎控除額33万円+48万円×世帯の被保険者数
	平成29年度	基礎控除額33万円+49万円×世帯の被保険者数

※1 「所得割の算定基礎となる所得の額」は、総所得金額等(※2)から基礎控除額の33万円を差し引いた額となります。

※2 「総所得金額等」とは、前年中の総所得金額、分離課税の土地・建物、株式等の譲渡所得等の合計額をいいます。

●保険料の支払方法について

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている場合、その金額を年金から天引きします。

また、「普通徴収」の欄に金額が記載されている場合、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送ります

平成29年度の住民税が世帯全員非課税の人は、入院時や高額な外来診療を受けるときに、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」という。)を提示すると、食事代が減額されたり、医療にかかる窓口でのお支払いの上限が限度額までとなります。

7月31日まで有効の限度額認定証をお持ちの人で、8月以降も該当する人には、新しい保険証とあわせて新しい限度額認定証を郵送します。

なお、対象となる人で限度額認定証をお持ちでない人は、下記窓口で申請してください。

【持ち物】 保険証、印鑑

【申請窓口】 保険医療課〈本庁舎1階〉、北部振興局福祉生活課および各支所

●8月1日から高額療養費の自己負担額が以下のとおり変わります

「高額療養費」とは、同じ月内の医療費の負担が自己負担限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が支給されます。

【平成29年7月まで】

所得区分		一部負担金 割合※1	自己負担額 外来(個人)	自己負担額 外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者		3割	44,400円	80,100円+1%※2 <44,400円>※3
一般		1割	12,000円	44,400円
住民税 非課税	区分Ⅱ		8,000円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円



【平成29年8月から平成30年7月まで※4】

所得区分		一部負担金 割合※1	自己負担額 外来(個人)	自己負担額 外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者		3割	57,600円	80,100円+1%※2 <44,400円>※3
一般		1割	14,000円 年間(8月~翌7月) 14.4万円上限	57,600円 <44,400円>※3
住民税 非課税	区分Ⅱ		8,000円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

※1 一部負担金割合は保険証の表示をご確認ください。

※2 医療費が267,000円を超えた場合は(医療費-267,000円)×1%を加算します。

※3 < > 内は過去1年以内に高額療養費の該当が4回以上あった場合の4回目以降の負担額です。

※4 平成30年8月以降の限度額も変更されます。詳細は今後お知らせする予定です。